

促進区域の設定に関する北海道基準の答申に係る附帯意見（案）

促進区域の設定に関する北海道基準を審議した際に、次のような意見が出された。

- ・ 保護増殖事業対象種のような希少種などの生息確率や潜在適地などを記したマップが作成されることが望ましい。
- ・ 希少種の営巣木から再生可能エネルギー施設を離隔する距離を検討する必要がある。
- ・ 複数の再生可能エネルギー施設による累積的影響の把握は明文化されていないものの、累積的影響を把握する手法が確立されることが望ましい。
- ・ 基準の見直し時期は年数を定めた方が良いとする意見がある一方で、短期間での頻繁な見直しは基準の信憑性を低下させ、社会的混乱の原因になるとする意見がある。

このことを踏まえ、北海道としては、以下のことに十分な配慮をいただきたい。

- 保護増殖事業対象種のような希少種などの生息確率や潜在適地などを記したマップを主体的に作成することが望ましい。
- 希少種の生息域マップ、営巣木と再生可能エネルギー施設の離隔距離、累積的影響を把握する手法などが、今後、確立され公表された場合は、促進区域の設定や地域脱炭素化促進事業の計画にあたり適切な環境配慮が担保できるよう、基準を見直すことが望ましい。
- 人的・技術的リソースに限られる市町村が促進区域の設定を検討するにあたり、北海道が市町村を適切に支援することが望ましい。
- 市町村による促進区域の設定状況を、ゼロカーボン北海道推進計画に基づく施策等の実施状況に係る北海道の点検結果報告書等の中で北海道環境審議会に報告するとともに、今後も必要に応じて基準を見直すことが望ましい。

令和 年（ 年） 月 日

北海道環境審議会
会長 中村 太士